

2024年度 保存版

暮らしをやさしく守る!

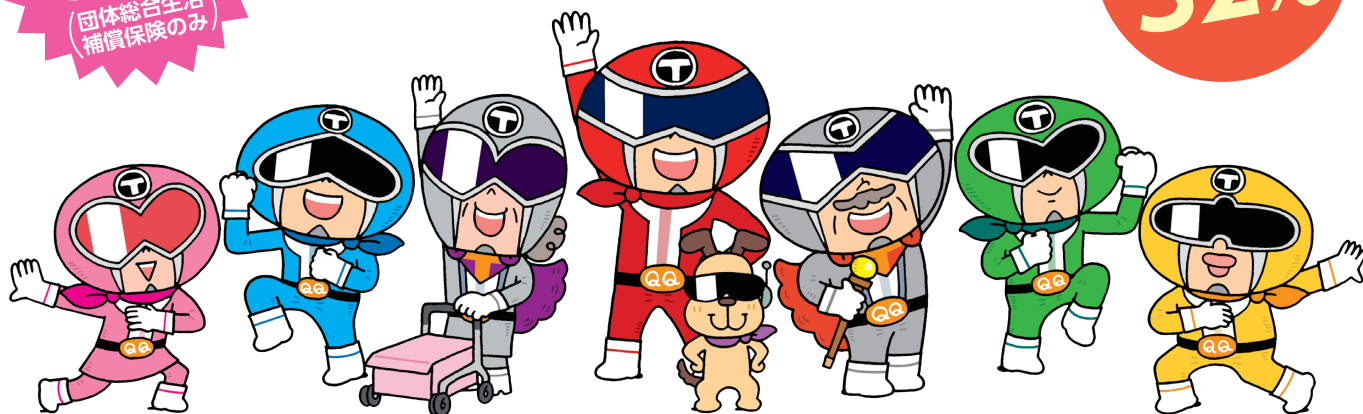
TOPPANグループQQ隊

団体総合生活補償保険・団体長期障害所得補償保険・所得補償保険の

ご案内

WEBで
手続きが
できます!
(団体総合生活
補償保険のみ)

最大割引
32%



保険料の
ご変更

2024年11月1日始期のご契約より、損害率による割増引の変更により、保険料が変更となっています。
ご加入内容によっては保険料が上がる可能性がありますので、P3～P6にてご確認ください。

お手続き方法	<団体総合生活補償保険> インターネットによるお手続きとなりました。 締切等の詳細はP8をご確認ください。
	この制度はTOPPANグループのみご加入いただけます <団体長期障害所得補償保険> 加入申込票を各事業所(本)部総務部または株式会社トッパン保険サービスへご提出ください。 2024年9月20日(金)締切 <所得補償保険> 加入申込票を各事業所(本)部総務部または株式会社トッパン保険サービスへご提出ください。 2024年9月30日(月)締切
保険料控除	①社員:2025年1月給与より毎月給与控除 ②パート・アルバイト、退職者:2025年1月より毎月23日に本人口座から引き落とし (金融機関休業日の場合は、翌営業日) ※artienceグループはパートも給与控除となります。
保険期間	<団体総合生活補償保険><所得補償保険> 2024年11月1日 午後4時～2025年11月1日 午後4時(1年間)
	<団体長期障害所得補償保険> 2024年11月1日 午前0時～2025年10月31日 午後12時の1年間
保険契約者(団体名)	TOPPANホールディングス株式会社

団体傷害

長期所得

所得

重要事項のご説明等

団体保険制度 補償の早見表

この制度はTOPPANグループ・artience

ご加入にあたって必要な補償がひと目でわかります。
プランの検討の参考にしてください。



補償の一覧表

区 分			掲載 ページ	重要 事項	ケガ・病気のと看							
					死亡・ 後遺障害	入院	手術	通院	疾病 放射線 治療	三大疾病 診断	がん診断	
団体総合生活補償保険（標準型）	個人型（ケガの補償）（注）		P3	P12～24								
	家族型（ケガの補償）（注）		P4									
	+ オプション補償	携行品損害	P3～4									
		日常生活賠償	P3～4									
ホールインワン・ アルバイトロス費用		P3～4										
団体総合生活補償保険（MS&AD型）	個人型（病気の補償）		P5～6									
	+ オプション補償	携行品損害	P6									
		日常生活賠償	P6									
		ホールインワン・ アルバイトロス費用	P6									
		三大疾病診断	P5～6									
		がん診断	P5～6									
		先進医療費用	P6									
天災補償特約付精神障害補償特約付 団体長期障害所得補償保険			P9～10	P27～30								
所得補償保険			P11	P31～41								

(注) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約および特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約をセットしているため、

「団体傷害」は団体総合生活補償保険のことを指します。

INDEX

補償の早見表	P1
個人型(ケガの補償)	P3
家族型(ケガの補償)	P4
個人型(病気の補償)	P5
ライフステージに合わせた補償の選び方	P7
インターネットによる手続きのご案内	P8
団体長期障害所得補償保険	P9
所得補償保険	P11
ご加入いただく保険の内容 (団体総合生活補償保険)	P12
用語のご説明	P19
ご加入にあたってのご注意事項 (団体総合生活補償保険)	P20
重要事項のご説明 (団体総合生活補償保険)	P22
ご加入内容確認事項 (団体総合生活補償保険)	P25
健康状況告知書ご記入のご案内 (団体総合生活補償保険)	P25
契約概要・注意喚起情報 (団体長期障害所得補償保険)	P27
告知の大切さに関するご案内 (団体長期障害所得補償保険)	P30
重要事項のご説明 (所得補償保険)	P31
お支払いする保険金のご説明 (所得補償保険)	P35
健康状態告知についてのご案内 (所得補償保険)	P37
団体総合生活補償保険のよくある質問	P43

団体傷害

長期所得

所得

[illegible]

OB制度継続

退職後も
継続できます。



ご退職後も団体割引等が引続き適用となり、継続して
ご加入いただけます!

退職された方は移行手続きをお願いします。

継続できます

ケガの補償 (個人型)

ケガの補償 (家族型)

病気の補償 (個人型)

継続できません

長期所得

所得

特定感染症を発病した場合の後遺障害、入院、通院および死亡された場合の葬祭費用も対象になります。詳細はP13・P14をご参照ください。

個人型 [ケガの補償]

32%
割引!!



ケガ オプション 引受保険会社：三井住友海上(幹事)

基本補償[天災危険補償・特定感染症危険補償付]

加入限度口数 1口

			ライトプラン P1	スタンダードプラン P2	プレミアムプラン P3
傷害死亡・後遺障害 保険金額 ^(※1)	例 車にはねられケガをし、 懸命の治療もむなしく 死亡してしまつた。		200万円	400万円	800万円
傷害入院保険金日額 ^(※1)	例 道路を歩行中、 車にはねられケガをし、 1か月入院した。		1日につき 3,000円	1日につき 6,000円	1日につき 12,000円
傷害手術保険金	例 スキーで大腿骨を骨折し、 手術した。		入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合：傷害入院保険金日額の5倍		
傷害通院保険金日額 ^(※1)	例 満員電車から降りる際、 転倒し全治2週間のケガを 負い通院した。		1日につき 2,000円	1日につき 4,000円	1日につき 8,000円
特定感染症による 葬祭費用保険金	例 特定感染症に感染して死亡し、 葬祭費用を負担した。		300万円限度		

(※1) 後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金については、特定感染症を発病した場合も対象となります。「特定感染症」の詳細はP20をご参照ください。

月払保険料(年令にかかわらず)	910円	1,790円	3,590円
-----------------	------	--------	--------

+ オプション補償[個人型]

●基本補償にセットしてご加入いただけます。オプション単独でのご加入はできません。

加入限度口数 1口

				加入限度月額	月払保険料
① 携行品損害保険金額	例	外出先で手荷物を盗まれた。 	30万円 (免責金額3,000円)	K1	130円
	国内示談交渉サービス付				
② 日常生活賠償保険金額 ^(※2) *法律上の損害賠償責任を負った場合	例	自転車に搭乗中、 通行人にケガをさせてしまい 損害賠償請求を受けた。 	3億円	PB	110円
③ ホールインワン・ アルバトロス費用 保険金額 ^(※3) 被保険者本人型	例	ホールインワンを達成し、 そのお祝い費用が発生した。 	30万円	G1	240円
			50万円	G2	390円

(※2) 日常生活賠償特約は本人以外に本人の家族(配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族、別居の未婚の子)も被保険者(補償の対象者)となります。重複してご加入にならないようご注意ください。詳細は、P22をご参照ください。

(※3) ●原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。

●ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP16・P17をご参照ください。

① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合

② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

(注1) 個人型、家族型に併せてご加入の場合は、被保険者1名あたり、傷害入院保険金日額30,000円以内(15才未満の場合は15,000円以内)、傷害通院保険金日額10,000円以内でご加入ください。

(注2) 保険料は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

(注3) 上記は職種別A(事務系会社員、販売員等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

家族型 [ケガの補償]

4名以上のご家族は家族型をオススメします。

ケガ

オプション

引受保険会社：三井住友海上(幹事)

32%
割引!!



基本補償[天災危険補償・特定感染症危険補償付]

加入限度口数 1口

●家族型の被保険者の範囲はP22をご参照ください。

		ライトプラン F1	スタンダードプラン F2	プレミアムプラン F3
傷害死亡・後遺障害 保険金額(本人) ^(※1)	例 車にはねられケガをし、 懸命の治療もむなしく 死亡してしまった。	200万円	400万円	800万円
傷害死亡・後遺障害 保険金額(家族) ^(※2)		100万円	200万円	400万円
傷害入院保険金日額 ^(※1)	例 道路を歩行中、 車にはねられケガをし、 1か月入院した。	1日につき 3,000円	1日につき 6,000円	1日につき 12,000円
傷害手術保険金	例 スキーで大腿骨を骨折し、 手術した。	入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合：傷害入院保険金日額の5倍		
傷害通院保険金日額 ^(※1)	例 満員電車から降りる際、 転倒し全治2週間のケガを 負い通院した。	1日につき 2,000円	1日につき 4,000円	1日につき 8,000円
特定感染症による 葬祭費用保険金	例 特定感染症に感染して死亡し、 葬祭費用を負担した。	300万円限度		

(※1) 後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金については、特定感染症を発病した場合も対象となります。「特定感染症」の詳細はP20をご参照ください。

(※2) 家族とは、配偶者とその他親族をいいます。詳細はP22をご参照ください。

月払保険料(年齢にかかわらず)	2,970円	5,820円	11,640円
-----------------	--------	--------	---------

+ オプション補償【家族型】

●基本補償にセットしてご加入いただけます。オプション単独でのご加入はできません。

加入限度口数 1口

				月払保険料
① 携行品損害保険金額	例 外出先で手荷物を盗まれた。	30万円(免責金額3,000円)	K2	200円
② 日常生活賠償保険金額 ^(※3) *法律上の損害賠償責任を負った場合	例 自転車に搭乗中、 通行人にケガをさせてしまい 損害賠償請求を受けた。	3億円	FB	110円
③ ホールインワン・ アルバイトロス費用 保険金額 ^(※4) 被保険者本人型 ^(※5)	例 ホールインワンを達成し、 そのお祝い費用が発生した。	30万円 50万円	FG1 FG2	240円 390円

(※3) 日常生活賠償特約は本人以外に本人の家族(配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族、別居の未婚の子)も被保険者(補償の対象者)となります。重複してご加入にならないようご注意ください。詳細は、P22をご参照ください。

(※4) ●原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバイトロスは保険金支払いの対象にはなりません。

●ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP16・P17をご参照ください。

① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合

② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

(※5) 補償の対象者は被保険者本人のみとなります。

(注1) 個人型、家族型に併せてご加入の場合は、被保険者1名あたり、傷害入院保険金日額30,000円以内(15才未満の場合は15,000円以内)、傷害通院保険金日額10,000円以内でご加入ください。

(注2) 保険料は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

(注3) 上記は職種級別A(事務系会社員、販売員等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(注) 家族型の場合、記名被保険者本人の職種級別とします。

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

個人型 [病気の補償]

病気

オプション

引受保険会社：三井住友海上

20%
割引!!!

携行品損害
日常生活賠償
ホールインワン・
アルバトロス費用 は
32%
割引!!!



基本補償

加入限度口数 PS1：3口 PS2：3口

		PS1	PS2
疾病入院保険金日額	例 肺炎になり3週間入院をした。 	1日につき 5,000円	
疾病通院保険金日額	例 胃潰瘍の手術後退院し、その後2か月通院をした。 	—	1日につき 5,000円
疾病手術保険金	例 急性胃腸炎がひどくなり手術をした。 	入院中に受けた手術の場合：疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術の場合：疾病入院保険金日額の5倍	
疾病放射線治療保険金	例 病気で放射線治療を受けた。 	疾病入院保険金日額の10倍	

1口あたりの月払保険料(※) [始期日時点の本人の満年齢]

満年齢	PS1	PS2	三大疾病診断保険金 (SD)	がん診断保険金 (C)
生後15日～4才	540円	570円	90円	40円
5～9才	410円	440円	90円	40円
10～14才	200円	210円	90円	40円
15～19才	220円	230円	90円	40円
20～24才	360円	380円	110円	50円
25～29才	550円	590円	300円	170円
30～34才	710円	760円	530円	330円
35～39才	740円	810円	810円	520円
40～44才	750円	850円	1,210円	800円
45～49才	960円	1,110円	1,810円	1,210円
50～54才	1,310円	1,560円	2,220円	1,490円
55～59才	1,880円	2,220円	3,520円	2,380円
60～64才	2,780円	3,250円	6,720円	4,590円
65～69才	4,340円	5,030円	8,960円	6,170円
70～74才	6,390円	7,580円	11,440円	7,910円
75～79才	10,350円	12,160円	11,900円	8,230円
80～84才	16,070円	18,500円	6,620円	4,520円
85～89才	17,910円	20,610円	4,380円	2,950円

(※) 複数口ご加入の場合の保険料は、代理店・扱者までお問い合わせください。

＋ オプション補償 SD・C・SNについては、PS1・PS2ご加入の方のみのオプションです。

●基本補償にセットしてご加入いただけます。オプション単独でのご加入はできません。

加入限度口数 1口

月払保険料
(1口あたり)

1	携行品損害保険金額	例 外出先で手荷物を盗まれた。	30万円 (免責金額3,000円)	K3	130円
国内示談交渉サービス付					
2	日常生活賠償 保険金額 ^(※1) *法律上の損害賠償責任を負った場合	例 自転車に搭乗中、 通行人にケガをさせてしまい 損害賠償請求を受けた。	3億円	SB	110円
3	ホールインワン・ アルバトロス費用 保険金額 ^(※2) 被保険者本人型	例 ホールインワンを達成し、 そのお祝い費用が発生した。	30万円	SG1	240円
			50万円	SG2	390円
4	三大疾病診断 保険金 ^(※3)	例 医師によって急性心筋梗塞に 罹患したことが診断され 治療を目的として入院を開始した。	150万円	SD	P5参照
5	がん診断保険金 ^(※3)	例 医師によってがんが罹患したことが 診断され治療を開始した。	150万円	C	
6	先進医療費用 保険金額	例 ケガ・病気の治療で国内で 先進医療を受け、費用を負担した。	1,000万円	SN	60円

(※1) 日常生活賠償特約は本人以外に本人の家族(配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族、別居の未婚の子)も被保険者(補償の対象者)となります。重複してご加入にならないようご注意ください。詳細は、P22をご参照ください。

(※2) ●原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。

●ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP16・P17をご参照ください。

① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合

② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

(※3) 三大疾病診断保険金とがん診断保険金は同時セットができないのでご注意ください。

(注) 保険料は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

ご案内

健康状況告知書質問事項が改定されました

疾病補償について新たにご加入いただく場合や、継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、「健康状況告知書質問事項」へご回答が必要です。

昨年度(2023年11月1日保険始期契約)より、質問事項の内容が緩和されましたのでご案内いたします。

改定 1

直近の健康状況や過去の治療歴の告知対象期間が短縮されました!

各質問事項について、ご回答いただく対象期間が以下のとおり短縮されました。

質問内容	対象期間/時点	
	改定前	改定後
直近の健康状況	過去3か月	告知日(ご記入日)時点
過去の治療歴	過去3年	過去2年
がん等の治療歴	これまで(過去無制限)	過去2年

ポイント 既往歴がある方でもご加入いただきやすくなりました!

改定 2

妊娠に関する質問事項が廃止されました!

これまで16才以上の女性のみなさまにご確認いただいていた妊娠のご状況については、ご回答不要になりました。

ポイント 妊娠中の方でもご加入いただけるようになりました!

※妊娠または出産については保険金をお支払いできません(「療養の給付」等の対象となるべき期間を除きます)。詳細はP14,15をご参照ください。

各質問事項の回答がすべて「いいえ」の方は疾病補償への新規加入・増額・特約追加が可能です。この機会に、ぜひご検討ください!

詳細は、「健康状況告知書質問事項」をご参照ください。

ライフステージに合わせた補償の選び方

年齢やライフステージが変われば、必要な補償やその額も大きく変わります。

大切なのは、その時々自分に合った保険を選ぶことです。

家族の構成や、生活環境が変化したときには、加入している保険の内容をよく確認したうえでその時々ニーズに適した保険にご加入ください。

		 独身の方向け	 結婚された方向け	 ファミリー向け			
おすすめのプラン内容	ご本人さま 	【24才独身の例】	【 本人30才男性、 配偶者28才女性の例 】	【 本人40才男性、配偶者38才女性、 お子さま8才の例 】			
		個人型ライトプラン (P1) × 1口	910円	個人型スタンダードプラン (P2) × 1口	1,790円	個人型プレミアムプラン (P3) × 1口	3,590円
		日常生活賠償 (PB)	110円	個人型病気の補償 (PS2) × 1口	760円	個人型病気の補償 (PS2) × 2口	1,700円
		個人型病気の補償 (PS2) × 1口	380円	日常生活賠償 (SB)	110円	日常生活賠償 (SB)	110円
	配偶者さま 		先進医療 (SN)	60円	携行品損害 (K3)	130円	
			三大疾病 (SD)	530円	先進医療 (SN)	60円	
					三大疾病 (SD)	1,210円	
	お子さま 				ホールインワン・ アルパトロス費用(SG1)	240円	
	保険料例(月払)		合計 1,400円	合計 4,770円	合計 11,690円		

加入者の声

転倒し足を骨折。ギプス(シーネ)で固定していた期間、通院保険金を受け取り助かりました。

トッパン・コスモ 60代男性

保険金請求をWEBで行いました。入力も簡単で2~3分で完了しました。保険金も入力完了後スムーズに支払いされました。とても便利ですね。

TOPPAN 50代男性

別居の両親が被保険者の対象となることを知り、加入しました。高齢の両親も加入することができ、安心しました。ありがとうございました。

TOPPAN 50代女性

団体総合生活補償保険のお手続きが、**会社だけではなく、ご自宅のパソコン、お手元のスマートフォン**でいつでもできます。

画面の流れに沿って、**シンプルで簡単**にお手続きができます。
インターネットでお手続きいただいた場合は、加入申込票の提出が不要です。

保険期間の途中での加入や変更ができます。
加入申込票の提出が必要となりますので、代理店・扱者へご連絡ください。

家族と
相談しながら
手続きしよう。

休日にゆっくり
手続きしよう!



お手続きの流れ

▶ 以下のURLもしくはQRコードにアクセスしてください!

<TOPPAN用> **URL** <https://dantai.ms-ins.com/index.php?ID=aza76y>

<artience用> **URL** <https://dantai.ms-ins.com/index.php?ID=y6mebn>



※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

お手続きにあたって

▶ お手続きには **ログインID**・**パスワード** が必要になります!(別途ご案内いたします。)

※下記の手続き期間を過ぎた場合は加入申込票をお送りしますので、代理店・扱者までご連絡ください。

<ご利用条件>

手続き期間 (申込期間)	< TOPPAN > 9月 2日(月) 7:00 ~ 9月30日(月) 23:59 < artience > 8月30日(金) 7:00 ~ 9月20日(金) 23:59	
利用時間	7:00 ~ 26:30	
推奨環境	パソコン	Windows 10/11 (推奨ブラウザ: Microsoft Edge Google Chrome) Mac OS 10.15 (推奨ブラウザ: Safari)
	スマートフォン	iOS 11/12/13/14/15/16 (推奨ブラウザ: Safari) Android 5.1~13.0 (推奨ブラウザ: Google Chrome)

団体傷害保険の
加入者証が



WEBでも
見られて便利に!



ご契約者さま専用ページとは

三井住友海上の個人のご契約者さま向け
インターネットサービスです。

24時間
ご利用いただける
サービス

『ご契約内容の確認』
『代理店の連絡先の確認』
『事故連絡の窓口へのご連絡』 等

ご契約者さま専用ページに登録することで、
加入者証がWEBでも見れるようになりました。
保険の契約内容をすぐに確認したい!
そんなときに役立ちます。

さらに!



大規模災害時は
メール・LINEでご案内



Web上で
事故連絡が可能



LINE連携で
簡単アクセス

スマートフォン
から簡単に利用
登録できますの
で、ぜひご登録
お願いします。

申込締切日 2024年9月20日(金)

本制度はTOPPANホールディングス株式会社およびその子会社・関連会社の従業員本人が加入対象となります。artienceグループの従業員は別制度を用意しておりますので、代理店までご連絡ください。

「天災補償特約付 精神障害補償特約付 団体長期障害所得補償保険」(長期所得サポート・プラン)

- ◆意向確認【ご加入前のご確認】 団体長期障害所得補償保険は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。
- ◆病気やケガにより免責期間90日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。

※【契約概要】・【注意喚起情報】はP27～P28へ記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

団体割引
20%
予定

「天災補償特約付 精神障害補償特約付 団体長期障害所得補償保険」(長期所得サポート・プラン) ってどんな保険ですか？

- その1** 病気やケガで働けない状態が続いた場合、最長満60歳(定年時)まで保険金をお支払いいたします
会社を中途退職した場合も最長60歳まで支払われます。ただし55～59歳の方は3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度
- その2** 病気・ケガによる入院はもちろん、医師の指示による自宅療養も
ケガだけでなく、病気による就業障害も補償いたします。さらに、入院だけでなく医師の指示による自宅療養やリハビリテーション期間中であっても補償の対象となります。
- その3** 業務中・業務外、国内・国外を問いません
就業中はもちろん、スポーツ・旅行中等の業務外のケガが原因で就業障害になった時でも、国内・国外を問わず補償いたします。
- その4** 一部復職時もしっかりカバー
入院・医師の指示による自宅療養・リハビリを終えて職場復帰した時でも、所定の就業障害が続く限り、所得の喪失割合が20%を超える期間については、所得喪失割合に応じて保険金をお支払いいたします。
- その5** 『精神障害補償特約』が付いています
いわゆる躁うつ病、強迫神経症などの所定の精神障害による就業障害もお支払いの対象となります。対象となる精神障害は29ページをご確認ください。
- その6** 『天災補償特約』も付いています
地震、噴火またはこれらによる津波により被った身体障害による就業障害についても補償されます。

就業障害とは、下記の状態をいいます。

- 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
(イ) その身体障害の治療のため、入院していること
(ロ) (イ) 以外の場合、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
(ハ) (イ) (ロ) 以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
- 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

加入コース・年齢別月額保険料

※年齢は2024年11月1日現在の満年齢です。

コース	保険金月額		免責期間	満年齢 性別	15～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
	保険金支払期間1	保険金支払期間2										
A	4万円	10万円	90日	男	858円	903円	949円	1,180円	1,671円	2,280円	2,485円	1,891円
				女	555円	722円	962円	1,422円	2,184円	2,901円	2,932円	1,980円
B	6万円	15万円		男	1,288円	1,355円	1,423円	1,769円	2,506円	3,420円	3,727円	2,837円
				女	833円	1,083円	1,443円	2,133円	3,276円	4,352円	4,399円	2,970円
C	8万円	20万円		男	1,717円	1,807円	1,897円	2,359円	3,341円	4,561円	4,969円	3,783円
				女	1,111円	1,444円	1,924円	2,844円	4,368円	5,802円	5,865円	3,960円
D	10万円	25万円		男	2,146円	2,258円	2,372円	2,949円	4,177円	5,701円	6,212円	4,728円
				女	1,388円	1,805円	2,405円	3,555円	5,459円	7,253円	7,331円	4,950円
E	12万円	30万円		男	2,575円	2,710円	2,846円	3,539円	5,012円	6,841円	7,454円	5,674円
				女	1,666円	2,166円	2,886円	4,266円	6,551円	8,703円	8,797円	5,940円
F	14万円	35万円		男	3,004円	3,161円	3,320円	4,128円	5,848円	7,981円	8,696円	6,620円
				女	1,943円	2,526円	3,367円	4,977円	7,643円	10,154円	10,263円	6,930円
G	16万円	40万円		男	3,433円	3,613円	3,795円	4,718円	6,683円	9,121円	9,938円	7,566円
				女	2,221円	2,887円	3,848円	5,688円	8,735円	11,604円	11,730円	7,920円
H	18万円	45万円		男	3,863円	4,065円	4,269円	5,308円	7,518円	10,261円	11,181円	8,511円
				女	2,499円	3,248円	4,329円	6,399円	9,827円	13,055円	13,196円	8,910円
I	20万円	50万円		男	4,292円	4,516円	4,744円	5,898円	8,354円	11,401円	12,423円	9,457円
				女	2,776円	3,609円	4,811円	7,110円	10,919円	14,505円	14,662円	9,900円

* 記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

* 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

* 申込保険金は保険金支払期間2の保険金が平均月間所得額(年収の1/12)の40%を超えない範囲でお願い申し上げます。
(例: 年収600万円の方の場合は、 $600\text{万円} \div 12\text{ヵ月} \times 40\% = 20\text{万円}$ したがって Cコースまでお申込みください。)

* 本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(増額・減額等)
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

就業不能状態になった場合TOPPANグループ福祉会加入事業所の従業員の方は別途同会規約に基づき上乗せ給付が行われることがあります

保険料等につきましては **P10** をご参照ください。

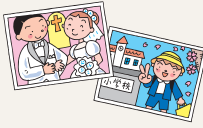
万が一自身が働けなくなって収入が途絶えてしまった時のことをお考えになったことがありますか？ 収入が激減しても、出費は待ってくれません！



家賃・住宅ローン



病気・ケガの医療費
etc



お子様の教育費・
結婚費用



車を始めとする
各種ローン

家計を直撃!!

医療費、ローン、生活費等(重い負担)

支出

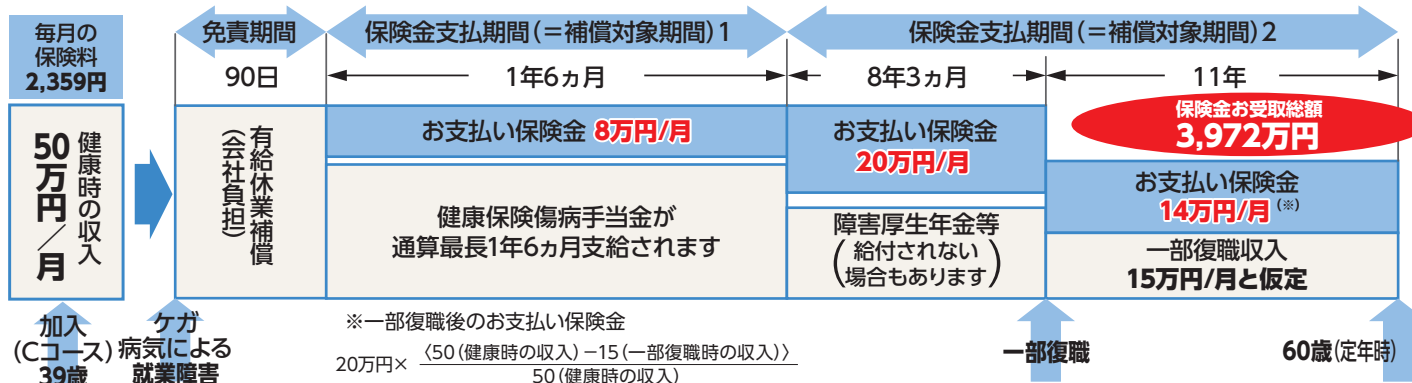
収入

収入が大きく減少する上に、医療費や介護費用等が重くのしかかります。

だ・か・ら 万が一に備えて「天災補償特約付 精神障害補償特約付 団体長期障害所得補償保険」(長期所得サポートプラン)に加入して大きな安心を手に入れましょう!

保険金のお支払例

例えば満39歳男性平均月間所得額50万円、当プランにCコース(保険金支払期間1(1年6ヵ月)8万円、保険金支払期間2(60歳)20万円)加入の方が交通事故に遭い、ケガで就業障害になり、保険金を受け取ることとなりましたが、リハビリの結果10年後に復職し月15万円の収入が得られるようになった場合。



■保険金のお支払事由

保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間(90日)を超えて継続したとき、保険金をお支払いします。(注)

(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

■保険金支払期間(補償対象期間)と保険金について

保険金支払期間は1と2に分かれます。すなわち就業障害が91日目から1年6ヵ月(保険支払期間1)を超えると毎月支払われる保険金額が、2.5倍になるステップ・アップ払いの仕組みになっております。また復職しても所得の喪失割合が20%超の期間は所得喪失割合に応じて保険金が支払われます。

※()内はAコースに加入した場合の保険金です。

満54歳以下で就業障害になった場合	就業障害の原因	保険金支払期間1	保険金支払期間2	満55歳以上59歳以下で就業障害になった場合	就業障害の原因	保険金支払期間1	保険金支払期間2
	所定の精神障害以外	1年6ヵ月(4万円)	満60歳まで(10万円)		所定の精神障害以外	1年6ヵ月(4万円)	1年6ヵ月(10万円)
	所定の精神障害	1年6ヵ月(4万円)	6ヵ月(10万円)		所定の精神障害	1年6ヵ月(4万円)	6ヵ月(10万円)

■加入資格 artienceグループの従業員は別制度を用意しておりますので、代理店までご連絡下さい。

満15歳以上満59歳以下(2024年11月1日現在)の TOPPANホールディングス(株)およびその子会社・関連会社の従業員本人で、申込書記載の告知内容に該当する方

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。

(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

(注) ① 同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

② 「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

③ 診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④ 「治療」には、指示・指導を含みます。

■保険期間

1年間(2024年11月1日～2025年10月31日)で、以後、毎年更新します。

■保険料

保険料は、毎月の給料から差し引きます。(初回2025年1月給料から)

既に加入されている方で、2024年11月1日現在の満年齢が25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳になる方は、保険料が変更になります。

■お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、各事業(本)部総務部へご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

長期所得

「所得補償保険」

・この保険はTOPPANホールディングス株式会社を保険契約者とし、TOPPANホールディングス株式会社およびグループ各社の役員および社員を加入者とする所得補償保険の団体契約です。**artienceグループの従業員は加入いただけませんのでご注意ください。**このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
・所得補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（TOPPANホールディングス株式会社）に交付されます。
保険期間（ご契約期間）：2024年11月1日午後4時より1年間

団体割引

20%

所得補償保険の特長

その1

病気やケガで8日以上働けない状態になったとき、就業不能中の所得をカバー

病気やケガで入院・自宅療養のため働けない状態になったとき、月々の所得を補償します。

その2

24時間世界中どこにいても、補償の対象

国内・国外を問わず、また仕事から日常生活中やレジャー中も補償の対象となります。

その3

加入手続きはとても簡単。医師による診査も不要

ご加入にあたっては、医師の診査は必要ありません。引受保険会社所定の健康状態告知書にご回答のうえ、ご提出ください。

その4

所得を補償する期間（てん補期間）は最長1年間です

就業不能になった場合、免責期間（7日間）*経過後最長1年間所得を補償します。

*免責期間（7日間）…就業不能期間の最初の7日間は、保険金の支払対象となりません。

その5

団体割引20%適用

団体割引20%を適用しているため、個人でご加入いただくよりも保険料が割安です。

保険金月額と月々の保険料（ご希望の保険金月額をお選びください。）

- 新規でご加入になれる方は、TOPPANグループの役員・社員本人（満60才未満）に限られます。〈事務職：職種級別1級 現場職（印刷作業、製版作業）：職種級別2級〉
- 月々の保険金月額はご自分の平均月間所得額（ボーナスを含む）の50%以内で選択してください。

加入年令 (満年令)	保険金月額(加入口数)											
	5万円(1口)		10万円(2口)		15万円(3口)		20万円(4口)		30万円(6口)		40万円(8口)	
	事務職	現場職	事務職	現場職	事務職	現場職	事務職	現場職	事務職	現場職	事務職	現場職
15～19才	215円	245円	430円	490円	645円	735円	860円	980円	—	—	—	—
20～24才	310円	355円	620円	710円	930円	1,065円	1,240円	1,420円	—	—	—	—
25～29才	350円	400円	700円	800円	1,050円	1,200円	1,400円	1,600円	—	—	—	—
30～34才	430円	495円	860円	990円	1,290円	1,485円	1,720円	1,980円	2,580円	2,970円	—	—
35～39才	540円	620円	1,080円	1,240円	1,620円	1,860円	2,160円	2,480円	3,240円	3,720円	4,320円	4,960円
40～44才	675円	775円	1,350円	1,550円	2,025円	2,325円	2,700円	3,100円	4,050円	4,650円	5,400円	6,200円
45～49才	805円	925円	1,610円	1,850円	2,415円	2,775円	3,220円	3,700円	4,830円	5,550円	6,440円	7,400円
50～54才	930円	1,070円	1,860円	2,140円	2,790円	3,210円	3,720円	4,280円	5,580円	6,420円	7,440円	8,560円
55～59才	995円	1,145円	1,990円	2,290円	2,985円	3,435円	3,980円	4,580円	5,970円	6,870円	7,960円	9,160円
60～64才	1,045円	1,205円	2,090円	2,410円	3,135円	3,615円	4,180円	4,820円	6,270円	7,230円	8,360円	9,640円

※年令は保険始期日時点の満年令です。

※1口5万円の口数方式で、1口単位で設定できます。

※記載保険料は被保険者（本人）数が1,000名以上5,000名未満（団体割引20%）にて算出しております。

※保険料は被保険者（補償の対象となる方）の職種級別によって異なります。下記に記載されていないご職業について、また3級・4級に該当する方は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1級…会社事務員、教師など 2級…印刷作業、製版作業など 3級…営業用貨物自動車運転者、製本作業（機械工）など 4級…セメント製造工など
※告知していただいた職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満64才まで保

険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年令および保険料率によって計算されます。（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただきますことがあります。

※他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

※健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（職種・年令・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
※所得補償保険には「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」「無事故戻しに関する規定の不適用特約」がすべてのご契約に自動セットされます。

ご加入例と保険金支払例

（34才の方（事務職）が口数6口（保険金月額30万円）タイプにご加入の場合）

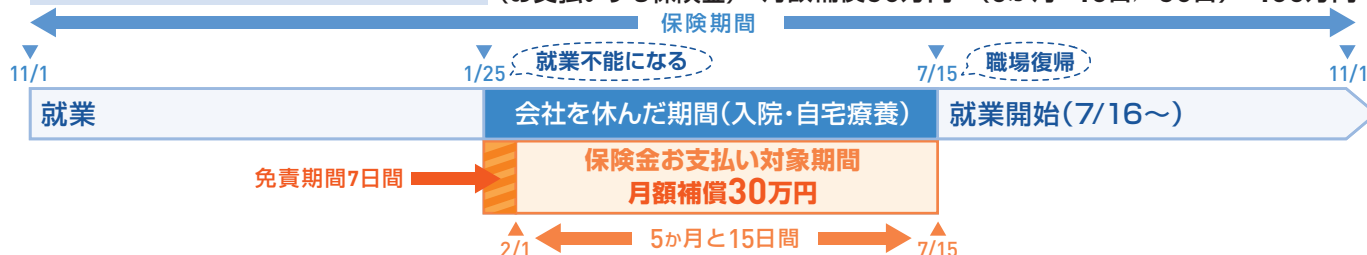
病気になられて1/25より就業不能となり、
7/16に職場復帰された場合

（月々の保険料）

2,580円

（お支払いする保険金）

月額補償30万円×（5か月+15日／30日）=165万円



※職場復帰までの保険金を最長1年間お支払いします。また、1か月に満たない日数は1か月を30日として日割計算します。

（注）精神障害による就業不能はお支払いの対象外となります。

※その他の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」P35をご確認ください。

ご加入いただく保険の内容

※印を付した用語については、P19、20の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償(標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記(P20)の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	家族型への変更に関する特約をセットする場合 上記に追加される事由 ●別記(P20)に記載の「補償対象外となる職業」に従事するケガ 上記から除外される事由 ●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ
	傷害入院保険金 ★傷害補償(標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額×傷害入院の日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術保険金 ★傷害補償(標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合	①入院*中に受けた手術*の場合 傷害入院保険金日額×10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額×5 (注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によりします。	
	傷害通院保険金 ★傷害補償(標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものと同みなします。	傷害通院保険金日額×傷害通院の日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

団体傷害

重要事項のご説明等

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症による後遺障害保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額×<u>約款所定の保険金支払割合(4%～100%)</u> (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が発病*の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症*による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症*による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症*による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ●戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ●傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症 ●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) など
特定感染症による入院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合(以下、この状態を「感染症入院」といいます。) ①入院*した場合 ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	傷害入院保険金日額×<u>感染症入院の日数</u> (注1)特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症入院に対しては、特定感染症*による入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症入院の日数は180日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金または特定感染症*による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症*による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症*を発病した場合は、特定感染症*による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3)特定感染症*による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
特定感染症による通院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、その特定感染症のため通院*された場合(以下、この状態を「感染症通院」といいます。)	傷害通院保険金日額×<u>感染症通院の日数</u> (注1)特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症通院に対しては、特定感染症*による通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症通院の日数は90日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金または特定感染症*による入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、特定感染症*による通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金または特定感染症*による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症*による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症*を発病した場合は、特定感染症*による通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4)特定感染症*による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
特定感染症による葬祭費用保険金 ★特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約	補償対象者(*)が保険期間中に特定感染症*を発病*し、その特定感染症のため、特定感染症の発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (*)「補償対象者」とは、傷害補償特約における被保険者をいいます。	被保険者(保険契約者または補償対象者の親族*)が葬祭費用を負担したことによって被った損害に対して、補償対象者1名につき300万円を限度として、その費用の負担者に保険金をお支払いします。 (注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ●戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) (次ページにつづく)

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症による 葬祭費用保険金 ★特定感染症危険 「葬祭費用保険金」 補償特約				(前ページより) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ●傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症 ●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。)など
疾病保険金 疾病入院 保険金 ★疾病補償 特約 ☆特定精神障害補償特約セット P19(☆)参照	疾病入院 保険金 ★疾病補償 特約 ☆特定精神障害補償特約セット P19(☆)参照	保険期間の開始後(*)に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$ (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・ 1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(*1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2) ●妊娠または出産(「療養の給付」等)(*3)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。 ●原因がいかるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(*4)(加入者証等に記載されます。)など (注) 保険期間の開始時(*5)より前に発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日(*6)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。)のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
	疾病手術 保険金 ★疾病補償 特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット P19(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 20$ ② ①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
	疾病放射線治療 保険金 ★疾病補償 特約 ☆特定精神障害補償特約セット P19(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病保険金	疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P19(☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)	$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$ (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*(30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	(疾病入院保険金と同じ)
	オプション 携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(*1)に損害が発生した場合 (※1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(*2)をいいます。ただし、別記(P20)の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (※2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	$\text{損害の額} - \text{免責金額}^*(1\text{回の事故につき}3,000\text{円})$ (注1) 損害の額は、再調達価額*によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的の事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記(P20)の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	①保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^(※1)を運行不能^(※2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア。本人の居住の用に供される住宅^(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ。被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りまゝ)を被保険者とし、同居の親族[*]とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額[*] + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金[*] - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがあつた場合は、その価額[*] - 免責金額[*](0円) (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であつた費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族[*]に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等[*]の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
オプション ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	日本国内のゴルフ場[*]において被保険者が達成した次のホールインワン[*]またはアルバトロス[*]について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃[*]したホールインワンまたはアルバトロス ア。同伴競技者[*] イ。同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ[*]等。具体的には次の方をいいます。) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出りする造園業者・工事業者 など (注1) 原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (注2) 前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態だけを目視した場合は、「目撃」には該当しません。 ②達成証明資料^(※1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルフファーマーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書^(※2)により証明できるものに限りまゝ。 (次ページにつづく)	次の費用のうち実際に支出した額 ア。贈呈用記念品購入費用^(※1) イ。祝賀会に要する費用 ウ。ゴルフ場[*]に対する記念植樹費用 エ。同伴キャディ[*]に対する祝儀 オ。その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護^(※2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン[*]またはアルバトロス[*]を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (※1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。 (※2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (次ページにつづく)	●日本国外で達成したホールインワン[*]またはアルバトロス[*] ●ゴルフ場[*]の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人^(※)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (※)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	(前ページより) (※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (※2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注) この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	(前ページより) (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	
がん診断保険金 ★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	医師※によって、病理組織学的所見(生検)により特約記載のがん(悪性新生物)※に罹患したことが診断され、治療※を開始された場合(保険期間中にがんと診断された場合に限りします。) (注1) 病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者のがん(悪性新生物)※を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん(悪性新生物)※を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)※を発病した時が、がん診断時の属する日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※) がん(悪性新生物)と医学上因果関係がある病気※を含みます。	がん診断保険金額の全額 (注1) 保険期間中1回に限りします。 (注2) 被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)(注)のほかに、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん診断時が、この保険契約の始期日(※)より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) など (※) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	ケガ※または病気※の治療※のため、保険期間中に日本国内において先進医療(※1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(※2)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(※2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (※2) 先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用(※) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (※) 先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注) 保険期間の開始時(※5)より前に被ったケガまたは発病※した病気(※4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※5) 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 ケガの治療のため先進医療を受けた場合は、次のとおりです。 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ (次ページにつづく)

保険金の種類		保険金をお支払いする場合		保険金のお支払額		保険金をお支払いしない主な場合	
オプション	先進医療費用 保険金 ★先進医療費用 保険金補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット					(前ページより) ●自動車等*の無資格運転、酒気 帯び運転*または麻薬等を使用し ての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払う べきケガの治療*以外の外科的手 術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ (テロ行為によるケガは、条件付戦争 危険等免責に関する一部修正特約 により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれら を原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発 性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい) 部症候群*、腰痛その他の症状を訴 えている場合に、それを裏付けるに 足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社 が保険金を支払うべきケガによって発生 した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥 (えん)*によって発生した肺炎 ●別記(P20)の「補償対象外とな る運動等」を行っている間のケガ ●別記(P20)の「補償対象外とな る職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をして いる間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食 中毒は、補償の対象にはなりません。	
	三大疾病診断 保険金 ★三大疾病診断 保険金補償 (待機期間不 設定型)特約	医師*によって、特約記載の三大疾病(がん(悪性 新生物)*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に 罹患、発病*したことが診断され、治療*を開始し、 下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にが んと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは 脳卒中により入院*された場合に限りします。)		三大疾病診断保険金額の全額 (注1) 保険期間中1回に限りします。 (注2) 被保険者が医師*から傷病名の 告知を受けていないことにより 保険金を請求できない場合は、法 律上の配偶者が被保険者に代 わって保険金を請求することがで きます。なお、被保険者に法律上 の配偶者がいない場合には、被 保険者と生計を共にする配偶者 以外の親族(6親等内の血族お よび3親等内の姻族をいいま す。)が被保険者に代わって保 険金を請求することができます。		疾病保険金の「保険金をお支払い しない主な場合」((注)を除きま す。)のほか、次の場合は保険金 をお支払いしません。 ●がん(悪性新生物)*、急性心筋 梗塞または脳卒中を発病*した 時が、この保険契約の始期日*(より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがん の再発・転移によるがん(既に保 険金をお支払いしたがんと同じ 部位に再発したがんを含みま す。) ●既に保険金をお支払いした急性 心筋梗塞または脳卒中(これと 医学上因果関係がある急性心筋 梗塞または脳卒中を含みます。) など (*)この特約をセットしたご契約 に継続加入された場合は、継 続加入してきた最初のご契約 の始期日をいいます。	

特約の説明

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(P1、P2、P3、F1、F2、F3セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。
家族型への変更に関する特約(F1、F2、F3セット)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
疾病手術保険金等支払倍率変更特約(PS1、PS2セット)	疾病手術保険金について、入院*中に受けた手術*の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。

- (☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)
 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
 病気を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(※1)の原因となった病気^(※2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
- ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額
- ただし、病気^(※2)を発病した時が、その病気による入院^(※1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
- (※1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (※2) 疾病入院^(※1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

※印の用語のご説明

- 「アルパトロス」とは、ホールインワン*以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約	補償対象者および被保険者以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*（これと医学上因果関係がある病気*を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「がん(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。
- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
- (*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
- ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
- (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
- ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
- ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等の固定具を装着した場合に限りです。
- ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限りです。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
-------------	-------------------

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
-------------	-------------------

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
- ②先進医療*に該当する診療行為^(※2)
- (※1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- (※2) ②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りです。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。
①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症（*）
（*）指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方がいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師*が診断*した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。
（*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病氣」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病氣によって被ったケガについては、病氣として取り扱います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
（注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視せずに、達成後にボールがカップインした状態だけを目視した場合は該当しません。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」

補償対象外となる運動等

- 山岳登山（*1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*2）操縦（*3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動
- （*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。
（*2）グライダーおよび飛行船は含みません。
（*3）職務として操縦する場合は含みません。
（*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

- オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」

- 船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型（無人機等を含みます。）、およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）、稿本（本などの原稿）、設計書・図案・証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データなど

！ TOPPANグループQQ隊 【ケガの補償（団体総合生活補償保険（標準型））】 【病気の補償（団体総合生活補償保険（MS&AD型））】 ご加入にあたっての注意事項 （必ずお読みください）

- この保険はTOPPANホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- 団体総合生活補償保険（標準型）契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。
三井住友海上（幹事会社）、東京海上日動火災、あいおいニッセイ同和損保（なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいご案内します）
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- お申込人となれる方はTOPPANホールディングス株式会社およびそのグループ会社（artience株式会社およびその100%子会社を含む）に勤務し毎月給与の支払いを受けている役員・従業員・パート・アルバイトおよびその退職者に限ります。
- この制度で個人型の被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、TOPPANホールディングス株式会社およびそのグループ会社（artience株式会社およびその100%子会社を含む）の役員・従業員・パート・アルバイト・退職者およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と

- 同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。
（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- この制度で家族型の被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、TOPPANホールディングス株式会社およびそのグループ会社（artience株式会社およびその100%子会社を含む）の役員・従業員・パート・アルバイト・退職者およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。
（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- ＜自動継続の取扱いについて＞
前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたタイプ・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変化する場合は、ご継続時のご年令による保険料と決定しますのでご了承ください。）
- ＜中途加入時の取扱いについて＞
毎月20日までにお申込みの場合、翌月1日午前0時より補償開始となります。終期はいずれの場合も2025年11月1日午後4時です。
- ＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●＜保険金支払いの履行期＞

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出いただくからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）

（*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお受けいたします。なお、示談交渉をお受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●＜代理請求人について＞

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいなかった場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は（注）を代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

●傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。

（法定相続人以外の方に定める場合には別途代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。）

●傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。

●＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【病気の補償】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問合わせください。

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●＜税法上の取扱い＞（2024年6月現在）

払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

（注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみ」のタイプの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

（注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

●日常生活賠償、ホールインワン・アルパロス費用、携行品損害、先進医療費用をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、**保険料が無駄になることがあります。**補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(標準型) 団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

〈団体総合生活補償保険(標準型)〉

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

●被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲(○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)		
	本人(*2)	配偶者	その他親族(*3)
本人型	○	—	—
家族型(*1)	○	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a)本人(*2) (b)本人(*2)の配偶者 (c)同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	本人(*2)
特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約	(a)保険契約者 (b)補償対象者である上表の「被保険者の範囲」の方の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)

- (※1) 家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。
 - (※2) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
 - (※3) 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
 - ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
 - ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
 - (※4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

〈団体総合生活補償保険(MS&AD型)〉

この保険は、被保険者(補償の対象者)が病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲(○:被保険者の対象)	
	本人(*1)	
本人型	○	
主な特約	特約固有の被保険者の範囲	
疾病補償特約		
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	本人(*1)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方	
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約		
先進医療費用保険金補償特約		
日常生活賠償特約	(a)本人(*1) (b)本人(*1)の配偶者	

日常生活賠償特約	(c)同居の親族(本人(*1)またはその配偶者と同居の、本人(*1)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*1)またはその配偶者と別居の、本人(*1)またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	本人(*1)

- (※1) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
 - (※2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットP12-20のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
パンフレットP12-20をご参照ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
パンフレットP12-20をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

パンフレットP12-20をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。(団体総合生活補償保険(標準型)のみ) また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットP3-6の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容・被保険者(補償の対象者)の方の年齢等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

パンフレット表紙をご参照ください。
分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日より解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましても、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険はTOPPANホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務・通知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

＜団体総合生活補償保険(標準型)＞

[告知事項]

①被保険者(※)の「職業・職務」

(※)家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。

②他の保険契約等(※)に関する情報

(※)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

＜団体総合生活補償保険(MS&AD型)＞

[告知事項]

①他の保険契約等(※)に関する情報

(※)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年令」

③被保険者の健康に関する告知

(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

■団体総合生活補償保険(標準型)にご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

[通知事項]

①職業・職務を変更した場合

②新たに職業に就いた場合

③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の＜ご契約の引受範囲外＞に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

＜ご契約の引受範囲＞
下記以外の職業
＜ご契約の引受範囲外＞
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(※)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(※)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(※)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(※)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(※)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社へ保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(※)の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(※)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社へ解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書等の提出が必要となります。

(注)家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。

a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。

b.この保険契約(※)を解約すること。

(※)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。))が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する 他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険 (標準型) (MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険 (標準型) (MS&AD型) ホールインワン・アルバトロス費用 補償特約(団体総合生活補償保険用)	ゴルフ保険 ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約

3 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットP12-20をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

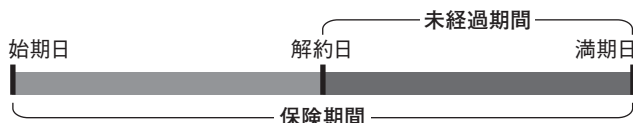
- (1) 保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6 失効について

ご加入後に、被保険者(家族型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットP21をご参照ください。

9 個人情報の取扱いについて

パンフレットP21をご参照ください。

10 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意 (団体総合生活補償保険(MS&AD型))

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となる場合があります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利な事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】
株式会社トップパン保険サービス TEL: 03-3835-6741
東洋ビーネット株式会社 TEL: 03-3272-4621

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは
「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189(無料)

事故の連絡は、
インターネット事故受付が簡単・便利です。
「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 0570-022-808

- ・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

[引受保険会社(幹事会社)]

三井住友海上火災保険株式会社 総合営業第2部第3課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL: 03-3259-6653

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください**。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

・保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）・保険金額（ご契約金額）・保険期間（保険のご契約期間）・保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？
- ◆「健康に関する告知をさせていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

団体総合生活補償保険(MS&AD型)健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点を御読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

（継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。）

(*)保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

（注）告知時における年令が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社へ告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- ・「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容の変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○:あり、×:なし)	回答が必要な質問事項 (○:回答要、×:回答不要)		
疾病補償	質問 1	質問 2	質問 3
○	○	○	×
×	健康に関する告知は不要です		

- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約
	三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約
	先進医療費用保険金補償特約

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病したがん(悪性新生物)(*4)(*5))については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、医師によってがんと診断された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した三大疾病(*6)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがんと診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (※1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
- (※2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (※3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとしなします。
- (※4) 転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣(最初にがんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。
- (※5) そのがんと医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (※6) その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

7. その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。

(※) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。 あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	＜告知の結果、お引受けできる場合＞ 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することができます。
先進医療費用保険金補償特約	＜告知の結果、お引受けできない場合＞ ご加入をご継続いただくことができません。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

ご加入後の補償内容に応じた質問事項の回答をご記入ください。

疾病		本人介護	特定疾病対象外欄
質問1	質問2	質問3	
はい3	はい3	はい3	506 両側コード 三住 太郎
はい4	はい4	はい4	507 両側・両側名(カナ) 三住 太郎

※ 告知者ご署名欄

告知日 RS 10 月 1 日 三住 太郎

・各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



契約概要・注意喚起情報【損害保険】

天災補償特約付精神障害補償特約付 団体長期障害所得補償保険

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

TOPPANホールディングス(株)とその子会社・関連会社の従業員の方を被保険者とし、TOPPANホールディングス(株)を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	補償内容・保険料	支払事由
団体長期障害所得補償保険	P10	表紙・P10	P9・10	P29

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

③ 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

④ 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

⑤ 引受損害保険会社(幹事会社)

明治安田損害保険株式会社

本社：東京都千代田区神田司町2-11-1 電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。

② 告知義務・通知義務等

■お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)

健康状態について

お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違う場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。特に、職業・職務や健康状態については十分ご注意ください。

③ 責任開始期

保険責任は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午前0時に始まります。

④ 保険金をお支払いできない主な場合

■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

団体長期障害所得補償保険（P29）

⑤ 補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約（他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申込みください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

⑥ 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

⑦ 事故が起こった場合等のご連絡先

就業障害が開始した場合には、遅滞なく団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

⑧ ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の団体窓口へお問い合わせください。

引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客様相談室

0120-255-400 [フリーダイヤル(無料)]

【受付時間】午前9時～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記にご連絡（指定紛争解決機関）＞

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808 [ナビダイヤル(有料)]

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

【受付時間】午前9時15分～午後5時

（土、日、祝日および年末年始を除きます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

その他重要なお知らせ

■補償対象期間

就業障害が続いた場合、免責期間終了後(91日目)から、満60歳に達した日を限度として保険金が支払われます。ただし、加入日(継続加入の場合は更新日)現在満55歳以上の方は91日目から3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヵ月が限度となります。また、一度就業障害が終了した後、6ヵ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

■税法上の取扱い

- ・保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。
- ・所得補償保険金は非課税です。
- ※税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。

■お支払いする保険金

補償対象期間中の就業障害である期間1ヵ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12ヵ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。また、補償対象期間中の就業障害である期間に1ヵ月末満の端日数が生じた場合は、1ヵ月=30日とした日割計算でお支払いします。なお、所得喪失率は、

$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

で算出されます。
病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

■保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いいたしません。

- ・故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害
- ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害
- ・麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害
- ・妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害
- ・戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害
- ・頸部(けいぶ)症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害
- ・自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害
- ・精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください)
- ・脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24ヵ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害

F00～F09、F20～F99

例) 統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害 など

■重大事由による解除について

保険金を取得する目的で就業障害を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

■保険金のお支払いに関して

- ・保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- ・保険期間開始日より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
- (注)したがって、保険期間開始日より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- ・退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- ・保険金は身体障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。
休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- ・保険金受取人は被保険者本人になります。

■保険金のご請求について

就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■代理請求制度について

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

■継続加入の取扱いについて

いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額(コース)以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、保険金月額(コース)等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

■配当金・解約返れい金

この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出いただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から1年を経過していても、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に扱います。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たにご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間:平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

<契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社(※)を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。要配慮個人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

(※)明治安田生命保険相互会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

この制度は損害保険会社と締結した団体長期障害所得補償保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

取扱代理店(お問い合わせ先) 株式会社トッパン保険サービス TEL:03-3835-6741
明治安田生命保険相互会社 TEL:03-6259-0023

- ・このパンフレットは、団体長期障害所得補償保険の概要を説明したものです。保険金のお支払条件、ご契約の手続、告知・通知義務、その他この保険の詳しい内容は、取扱代理店または当社にご照会ください。
- ・当社代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行なっています。したがって、当社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社(幹事) <取扱代理店 株式会社トッパン保険サービス・明治安田生命保険相互会社>
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 <取扱代理店 株式会社トッパン保険サービス>
損害保険ジャパン株式会社 <取扱代理店 株式会社トッパン保険サービス>

「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

重要事項のご説明 契約概要のご説明(所得補償保険)

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注) ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

この書面における主な用語について説明します。

就業不能	身体障害を被り、医師の治療を受けていること(入院を含みます)により保険証券記載業務に全く従事できない状態をいいます。なお、死亡した後、または身体障害が治癒した後は就業不能状態に含みません。
身体障害	ケガおよび病気をいいます。
平均月間所得額	被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
平均所得額	お申込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

1 商品の仕組み**(1) 商品の仕組み**

所得補償保険は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業不能となった場合に、被保険者が被った損失について保険金をお支払いする保険です。

(2) 被保険者の範囲

- ① 所得補償保険は会社員や自営業の方など、働いて収入(所得)を得ている方が被保険者となります。ここでいう所得とは、勤労により得られるものをいい、利息収入や家賃収入等は含まれません。
- ② 被保険者としてご加入できる方は、始期日時点における年齢が満15才以上の方となります。

2 基本となる補償等**(1) 保険金をお支払いする場合**

「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合
● 保険期間の開始時(注1)より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合(注2) ● 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業不能 ● 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業不能 ● むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注3) ● 自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中のケガによる就業不能 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガによる就業不能 ● 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能 ● 被保険者の妊娠、出産を原因として発生した就業不能 ● 特定疾病等補償対象外の条件でのお引受けとなり「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、加入者証等に記載のケガまたは病気による就業不能 など

(注1) 継続契約の場合は、継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時となります。

(注2) この取扱いは、「ご契約時に正しく告知をして契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間の開始時(注1)よりも前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時(注1)からその日を含めて1年を経過した後就業不能の原因となった身体障害を被った場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

(注3) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる特約を記載しています(別に定める保険料の払込みが必要な場合があります)。詳細および記載のない特約についてはパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

特約の名称	特約の概要
骨髄採取手術に伴う入院補償特約(注)	骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、保険証券記載業務に全く従事できない場合についても所得補償保険金をお支払いする特約です。 ※初年度契約については1年の待機期間があります。

(注) すべてのご契約に自動セットされます。

(4) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご確認ください。また、お客さまの保険金額は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

- ① 職業・職務により引受けの限度額があります。
- ② 所得補償保険金額は、被保険者の加入する公的保険制度(健康保険法等法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、平均所得額の範囲内で、適正な額となるように設定してください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(5) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等**(1) 保険料の決定の仕組み**

保険料は、保険金額、職業・職務および年齢等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- (注) ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

この書面における主な用語は「契約概要のご説明」に記載していますのでご確認ください。

1 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- (1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
- (注) 次ににおいて、③に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項	
①被保険者の生年月日、年令、職業・職務(注)	
(注) 職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し、極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。 ※下表に記載のない職業は、取扱代理店までお問合わせください。	
級別	職業例
1級	会社役員・管理職(作業危険のない方)、一般事務員、医師、飲食店主、卸・小売店主・従業員(危険物を取り扱わない方) 等
2級	研究者・技術者(危険物を取り扱わない方)、電気機械器具組立工(手工)、計器組立工、計器類修理工、理容師、調理人 等
3級	陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、製鋼工、鋳物工、金属工作機械工、建設作業員、建設機械運転工 等

②健康状態告知

ご注意

- 健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。
- 「健康状態告知についてののご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(*)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(*)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(*)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- (*) 継続加入の場合は、継続された最初の保険期間の開始時となります。
- ③同じ被保険者について身体障害による就業不能に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無
- (注) 所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。

3 複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な補償は、別紙「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たにご契約

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- (2) 新たにご契約(所得補償保険)の申込みをする場合のご注意事項
 - ①被保険者の健康状態などにより、新たにご契約をお引受けできない場合があります。
 - ②新たにご契約の保険期間の開始時より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ③新たにご契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料(注)を適用し、新たにご契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たにご契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
 - (注) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

5 通知義務(ご加入後にご連絡いただく事項)

- (1) ご加入後、次の事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

通知事項	被保険者本人が職業・職務を変更した場合
------	---------------------

- (2) 次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

- ①ご加入時に保険金額を平均所得額より高く設定していたことが判明した場合
- ②ご加入後に所得が著しく減少した場合
- ③特約の追加など、加入条件を変更する場合

6 補償の開始・終了時期

- (1) 補償の開始: 始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- (2) 補償の終了: 満期日の午後4時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」2 基本となる補償 等(2) 保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日まで期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方の場合、保険契約者との間に別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、
あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ
(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)
および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

その他ご注意いただきたいこと

1 ご契約内容および事故報告内容の確認について

保険金のお支払いが迅速かつ確実に行われるよう同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況等について、損害保険会社等の間で確認を行うことがありますのであらかじめご了承ください。

2 無効・取消し・失効について

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合、この保険契約は無効となり、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (3) 被保険者が死亡した場合や身体障害以外の原因で業務に従事できなくなった場合等については、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3 重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として身体障害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

4 税法上の取扱い(2024年6月現在)

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご加入内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。
※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

5 請求権等の代位について

所得補償保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合に、引受保険会社がその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 引受保険会社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
- ② 上記①以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
※所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

6 共同保険について

あいおいニッセイ同和損害保険(株)および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。あいおいニッセイ同和損害保険(株)は、引受幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っています。

7 事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

- (1) 事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。
- (3) 補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損失に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>（注1）

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業不能1か月あたりの支払責任額(注2)をお支払いします。
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、この保険契約の就業不能1か月あたりの支払責任額(注2)を限度とします。

(注1) お支払いする保険金の額や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

(注2) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

● 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合

● 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② 上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ 上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者(注)または上記②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(1)保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)	(4)所得に関する保険金を請求する場合に必要な書類
(2)引受保険会社の定める傷害(疾病・損害など)状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(4)に掲げる書類も必要な場合があります。	①保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・公的機関が発行する証明書(事故証明書など) など
(3)保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例 ・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 など	②保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・引受保険会社の定める診断書 ・所得確認書類(注)(源泉徴収票、確定申告書、決算書など) など (注)事業主費用補償特約をセットした場合は費用を負担した額を証明する書類(代行者の賃金台帳など)となります。 ③その他の書類 書類の例 ・調査同意書(事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書) など

<ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- 今回お申込みのご契約についてご確認をお願いします。
- 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」「職業・職務」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
 - 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
 - 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
① 補償内容(お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など)

- ② 保険金額(ご契約金額)(型やパターンなど)
 - ③ 被保険者の範囲(ご本人のみの補償)
※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりの設定であることをご確認ください。
 4. 所得補償保険金額は、平均所得額の範囲内で設定されていることをご確認ください。
※所得補償保険金額の設定については、「契約概要のご説明」②基本となる補償 等(4)保険金額の設定をご確認ください。
 5. 補償の重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご契約の要否をご確認ください。
- 現在ご加入のご契約(満期を迎えるご契約)にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

お問い合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ

【取扱代理店】株式会社トッパン保険サービス 【電話番号】 **03-3835-6741** ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060 (無料)

【受付時間】 平日9:00～17:00

※土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
※ご加入の団体名(TOPPANホールディングス株式会社)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が起こった場合

遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損害保険
あんしんサポートセンター **0120-985-024** (無料)

※受付時間 24時間365日
※おかけ間違いにご注意ください。
※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル
(全国共通・通話料有料)】 **0570-022-808**

※受付時間[平日9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
※電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
※携帯電話からも利用できます。
※電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

お支払いする保険金のご説明【所得補償保険】

所得補償保険の普通保険約款、特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

① 普通保険約款の補償内容

所得補償保険は、補償内容が同様の保険契約（所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- ① 被保険者が、身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業不能になった場合に、被保険者が被る損失に対して保険金をお支払いします。
- ② 被保険者は、保険証券の「被保険者」欄に記載の方となります。
- （注）保険金支払対象外の身体障害の影響などにより身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する就業不能期間に対して保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険金	身体障害により、就業不能となった場合	$\text{保険金額} \times \text{就業不能期間の月数}^{(*)}$ $+ \text{保険金額} \times \frac{\text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}}{30}$ （*）就業不能期間の月数は、1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。 ※就業不能期間は、保険証券記載のてん補期間が限度となります。 ※平均月間所得額が保険金額より小さい場合は、上記算式の「保険金額」を「平均月間所得額」に読み替えて適用します。 ※免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業不能になった場合は、前の就業不能と同一の就業不能として取り扱います。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*）の合計額が、平均月間所得額を超えるときは、下記の額を就業不能期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業不能期間1か月あたりの支払責任額（*） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業不能期間1か月あたりの支払責任額（*）を限度とします。 （*）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	（1）保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合については、保険金をお支払いできません。 （2）次のいずれかによる就業不能に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失による身体障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による身体障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用による身体障害 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産による身体障害 ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動による身体障害※1 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故による身体障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染による身体障害 ⑧ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガア。法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間イ。道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ など （3）被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業不能または被保険者の妊娠もしくは出産を原因として発生した就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。 （4）特定疾病等補償対象外の条件でのお引受けとなり、「特定疾病等対象外特約」がセットされている場合、保険証券記載のケガまたは病気による就業不能に対しては、保険金をお支払いできません。 ※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

<用語の解説>

【自動車等】とは 自動車または原動機付自転車をいいます。 【身体障害】とは 急激かつ偶然な外来の事故によるケガと病気（ケガ以外の身体障害をいいます）をあわせて身体障害といいます。 【就業不能】とは 被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により、保険証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後または身体障害が治癒した後は、就業不能とはいいません。 （1）その身体障害の治療（*）のため、入院していること。 （2）上記（1）以外で、その身体障害につき、治療（*）を受けていること。 （*）治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。 【てん補期間】とは 保険金をお支払いする限度日数であり、免責期間終了日の翌日からその日を含めて保険証券記載の期間をいいます。	【免責期間】とは 就業不能が開始した日からその日を含めて、継続して就業不能である保険証券記載の日数をいいます。この期間に対しては保険金をお支払いできません。 【就業不能期間】とは てん補期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。 【平均月間所得額】とは 被保険者が就業不能となる直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます（*1）。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。 $\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間収入額}^{(*)2} - \text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{(*)3}}{12(\text{か月})}$ （*1）被保険者が事業所得者の場合は、被保険者ご本人が働けなくなったことにより減少する売上高・経費等に依拠して決定します。 （*2）給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入額で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれらも含みません。 （*3）被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。
--	---

② 補償条件に関する主な特約

普通保険約款の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下表のとおりです。

特約名	概要
骨髄採取手術に伴う入院補償特約（注）	骨髄採取手術を直接の目的として入院していることにより、保険証券記載業務に全く従事できない場合についても所得補償保険金をお支払いする特約です。 ※初年度契約については1年の待機期間があります。

（注）すべての契約に自動セットされます。

健康状態告知についてのご案内

健康状態告知書質問事項回答欄の記入にあたり重要な

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。

以下の説明をすべてご確認ください・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。

お客さま
チェック欄 ☐

1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、必ず被保険者ご本人が、「事実を」「ありのまま」「もれなく」お答えください。



それぞれが
しっかりと
記入しましょう。

お客さま
チェック欄 ☐

2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は別紙「健康状態告知書質問事項」に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の保険期間の開始時(補償の開始時)^(注)から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を『詐欺による取消し』とすることがあります。

(注) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。



正しく告知しないと、
保険金を受け取れない
場合もあるんだね。

告知義務違反により
ご契約が解除された場合

○解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
※ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合には、保険金をお支払いすることがあります。

『詐欺による取消し』
となった場合

○保険期間の開始時期から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
○既に払い込んだ保険料は返還できません。

お客さま
チェック欄 ☐

3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、代理店・扱者への口頭によるご回答ではなく、書面にてご回答くださいますようお願いいたします。

※健康状態告知書質問事項回答欄は保険申込書・加入申込票の一部となっています。代理店・扱者は保険契約の告知受領権を有していますが、代理店・扱者に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。



保険申込書・加入申込
票の回答欄へ記入して
ください。

お客さま
チェック欄 ☐

4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、保険契約者(ご加入者)間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。

ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。



告知したら、契約
はどうなるの?

お客さま
チェック欄 ☐

5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。



告知内容を
確認させて
ください。

お客さま
チェック欄 ☐

6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご契約後、ご契約内容について記載した「保険証券」「加入者証」または「保険申込書・加入申込票の写し」で告知内容に誤りがないかのご確認をお願いします。

※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。



契約後の確認も
大切なね。

※本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。

※『保険申込書または加入申込票の写し』と『健康状態告知についてのご案内』(本紙)、『重要事項のご説明』はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

所得補償保険

お客さま
チェック欄

7 健康に関する告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

- 今回新たに契約する方
- 継続して契約する際に、補償内容を拡大する契約条件の変更(注)を行う方

(注)健康状態に関する告知の対象となる補償項目について、保険金額を増額する場合、てん補期間を延長する場合、入院のみ補償特約を削除する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除する場合などが該当します。



しっかり確認して、告知しないからね。

継続して契約する場合の告知要否チェック

保険金額の増額など補償内容を拡大しますか？

補償内容を拡大する

補償内容は変更なし、または縮小する

現在の特定疾病等を補償対象外とする条件を削除しますか？

補償対象外条件を削除する

補償対象外条件なし、または削除しない

健康に関する告知が必要です。

健康に関する告知が必要です。

保険申込書または加入申込票の「特定疾病等対象外欄」に印字されている疾病コード、疾病・症状名を二重線で削除し、訂正署名または訂正印をしてください。

健康に関する告知は不要です。

健康状態告知書質問事項回答欄への記入は不要です。

お客さま
チェック欄

8 再告知の取扱い

令和5年9月30日以前始期の契約から契約いただいているお客さまは、特定疾病等を補償対象外とする条件でご契約されている場合があります。補償対象外となる病気・症状については、「令和5年9月30日以前始期契約に加入された方で、「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へ」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

継続時には、あらためて現在の健康状態等に応じた告知(再告知)をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定疾病等を補償対象外とする条件の削除・変更を行うことはできません。再告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

再告知の結果、お引き受けできる場合

特定疾病等を補償対象外とする条件を削除してご契約いただくことができます。なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払い有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

再告知の結果、お引き受けできない場合

ご契約を継続いただくことができません。

お客さま
チェック欄

9 その他の注意事項

被保険者ご本人が正しく告知をした場合でも、初年度契約の保険期間の開始時より前に原因が発生した病気やケガについては、保険金をお支払いできません(ただし、保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約のセットにより、ご契約後1年を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります)。



例えばこんな場合…

契約申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始時より前に発病と診断され、保険期間の開始時より後にその病気によって就業不能となったケース

そのほかにも、「重要事項のご説明」には、ご契約に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

健康状態告知書質問事項、回答欄記入例

所得補償保険に新たにお申し込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額を増額など補償内容を変更する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。

・健康状態告知書質問事項回答欄に記入する前に、別紙「健康状態告知についてのご案内」を必ずお読みください。

・ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合があります。あらかじめご了承ください。

・ご回答の内容にかかわらず、初年度契約の保険期間の開始日より前に原因が発生した病気やケガについては、保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約のセットにより、ご契約後1年を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります。

・継続して加入する場合で、補償内容を増大する契約条件の変更がない方は、健康状態告知書質問事項回答欄への記入は不要です。

●被保険者ご本人がご回答ください。なお、下表に記載があるケガや病気については告知不要です。

告知対象外となるケガ・病気一覧

●ケガ(ただし、以下については、病気として告知対象となります) ●正常分娩

脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷

<質問1>

●次のいずれかに該当しますか。

①告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等※をすすめられている。

②告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。

※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。

なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。

<質問2>

●告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査※・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。

①「がん」、「上皮内がん」

②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」

③「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」

※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。

お引き受けします。

回答欄記入例

回答を記入してください。

※健康状態告知書質問事項回答欄	
質問1	過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査※・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。
質問2	告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査※・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。
質問3	告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査※・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。
質問4	告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査※・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。

再告知のうえ、特定疾病等を補償対象外とする条件を削除する場合、疾病コード、疾病、症状名を二重線で削除し、訂正署名または訂正印をしてください。

相生 一郎

令和8 年 月 日

告知日を記入のうえ、署名してください。

お引き受けできませんので、ご了承ください。

令和5年9月30日以前始期契約に加入された方で、「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へ

令和5年9月30日以前始期契約に加入し、保険申込書または加入申込票の「特定疾病等対象外欄」にコード等が印字されている場合の補償対象外となる疾病の範囲は下表のとおりです。

1.「疾病コード」欄に下記の「A1」～「Y5」のコードが印字されている場合

- ・症状が補償対象外となっています。

A1 A2	脳・循環器系の疾病	脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作(TIA)など) ● 脳腫瘍 ● 狭心症 ● 脳動脈硬化症 ● 心臓弁膜症 ● 動脈硬化症 ● 心不全 ● 心筋こうそく ● 高血圧症 (医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110/70mmHg以上の場合) ● 高脂血症・脂質異常症(悪コレステロール血症をみます) ● 不整脈(心房・心室細動、心房細動、心房・心室頻拍、脚ブロックなど) ● 先天性心疾患、心房・心室中隔欠損症、動脈管閉鎖症、大動脈縮窄症、アロー(四徴症など)
A3	脳・循環器系の疾病	脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、狭心症 ● 脳腫瘍 ● 心筋梗塞 ● 動脈硬化症 ● 心臓弁膜症 ● 心不全 ● 動脈瘤 ● 先天性心疾患 ● 高血圧症 ● 不整脈
A4	循環器	脳卒中 ● 脳出血 ● 脳梗塞 ● 脳軟化 ● 心臓弁膜症 ● 心筋梗塞 ● 狭心症 ● 脳血栓 ● 動脈硬化症 ● 動脈閉塞症 ● 高血圧症
A5 ★	循環器系・神経系	脳卒中(脳出血、脳血栓、くも膜下出血、脳こうそく、脳塞栓、失語症) ● 心筋こうそく ● 心臓弁膜症 ● 心不全 ● 狭心症 ● 先天性心臓病 ● 心室細動 ● 冠不全 ● 動脈硬化症 ● 脳炎 ● 脳膜炎 ● 髄膜炎 ● 不整脈 ● 動脈瘤 ● 高血圧症(最高血圧160mmHg以上または最低血圧95mmHg以上) ● 低血圧症(最高血圧100mmHg未満)
A6	循環器系の病気	脳卒中 ● 脳軟化 ● 脳出血 ● くも膜下出血 ● 脳血栓 ● 脳塞栓 ● 心筋こうそく ● 狭心症 ● 心臓弁膜症 ● 心不全 ● 心筋炎 ● 心筋炎 ● 高血圧症 ● 低血圧症 ● 動脈硬化症
C1 C2	消化器系の疾病	● 胃・腸のがん ● 食道がん ● かいよう性大腸炎 ● クローン病 ● 胃・腸のかいようまたはポリリープ
C3	消化器系の疾病	● 胃・腸のがん ● 食道がん ● 胃腸炎 ● かいよう性大腸炎 ● 大腸炎 ● フローン病 ● 胃・腸のかいようまたはポリリープ
C4	胃腸	● 胃や腸のがん ● 食道がん ● 胃や腸のかいようまたはポリリープ ● 腹膜炎
C5 ★	消化器系	● かいよう性大腸炎 ● フローン病 ● 胃腸炎 ● 胃かいよう ● 大腸炎 ● 腸閉塞(イレウス) ● 腹膜炎 ● 腸のかいよう ● 食道狭窄 ● 十二指腸かいよう
C6	胃腸管関係の病気	● 胃腸のがん ● 食道がん ● 慢性胃腸炎 ● 腸閉塞 ● 腸管癒着症 ● 慢性心垂炎 ● 腹膜炎 ● 胃腸のポリリープ ● 胃腸のかいよう ● 幽門狭窄 ● 食道狭窄
D1	肝臓系の疾病	● 肝臓のがん ● 肝硬変 ● 慢性肝炎 ● B型肝炎 ● C型肝炎 ● 急性肝炎 ● 肝肥大 ● 黄疸
D5 ★	肝臓系	● 食道静脈瘤 ● 肝硬変 ● 慢性肝炎 ● B型肝炎 ● C型肝炎 ● 急性肝炎 ● A型肝炎 ● 肝機能障害 ● 黄胆
E1	胆のう・すい臓系の疾病	● 胆のう・すい臓のがん ● すい炎 ● 胆のうポリリープ ● 胆のう炎 ● 胆石(症) ● 胆管結石
E5 ★	胆のう・すい臓系	● 胆石 ● 胆のう炎 ● すい炎
F1 F2	腎臓・泌尿器系の疾病	● 腎臓・膀胱・前立腺のがん ● 慢性腎不全 ● 慢性腎炎 ● ネフローゼ ● のう胞腎 ● 尿毒症 ● 急性腎不全 ● 急性腎炎 ● 腎う炎 ● 腎臓・膀胱・尿管などの結石 ● 前立腺肥大症
F3	腎臓・泌尿器系の疾病	● 腎臓・膀胱・前立腺のがん ● 慢性腎炎 ● 急性腎炎 ● ネフローゼ ● 慢性腎不全 ● 尿毒症 ● のう胞腎 ● 腎う炎 ● 腎臓・膀胱・尿管などの結石

F4	腎臓・泌尿器	●慢性腎炎 ●腎不全 ●急性腎炎 ●腎う炎 ●ネフローゼ ●腎臓のがん ●腎臓・膀胱・尿管などの結石
F5 ★	腎臓・泌尿器系	●慢性腎不全 ●ネフローゼ ●腎性高血圧症 ●腎臓結石 ●尿管結石 ●尿管結石 ●膀胱結石 ●急性腎炎 ●慢性腎炎 ●尿毒症 ●のう胞腎 ●腎結核 ●腎う炎 ●膀胱炎 ●尿道炎 ●前立腺肥大症
F6	腎臓・泌尿器の病気	●腎臓・泌尿器のがん ●腎不全 ●尿毒症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●腎炎 ●腎う炎 ●膀胱炎 ●腎臓・膀胱・尿管の結石
G5 ★	内分泌・代謝系	●糖尿病 ●甲狀腺の病気
H1 H2	婦人科系の疾病	●子宮がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫
H3	乳房・子宮・卵巣の疾病	●子宮がん ●乳がん ●卵巣がん ●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●卵巣のう腫 ●乳腺症
H4	婦人病	●子宮がん ●子宮筋腫
H5 ★	婦人科系	●子宮筋腫 ●子宮内膜症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸管炎 ●子宮付属器炎 ●卵巣のう腫
J5 ★	眼科系	●白内障 ●緑内障 ●網膜・角膜の病気
M2	肝臓系の疾病 胆のう・すい臓系の疾病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸 ●胆のう・すい臓のう・すい臓のがん ●すい炎 ●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石症 ●胆管結石
M3	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	●肝臓・胆のう・すい臓のう・すい臓のう腫 ●肝硬変 ●B型肝炎 ●C型肝炎 ●慢性肝炎 ●急性肝炎 ●すい炎 ●胆石症 ●胆のう炎 ●肝肥大 ●黄疸
M4	肝臓・胆のう・すい臓	●肝臓・胆のう・すい臓のがん ●肝硬変 ●胆石 ●肝炎 ●肝肥大 ●胆のう炎 ●胆石 ●すい臓炎
M6	肝臓・胆のう・すい臓の病気	●肝臓・胆のう・すい臓のう・すい臓のう腫 ●肝硬変 ●肝炎 ●肝肥大 ●黄胆 ●胆のう炎 ●胆石 ●すい臓炎
X1 X2	呼吸器系の疾病	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎 ●気腫 ●気腫性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息 ●肺炎 ●じん肺 ●肺のう胞 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎(肋膜炎)
X3	呼吸器系の疾病	●肺がん ●間質性肺炎 ●気管支ぜん息 ●肋膜炎 ●結核 ●肺のう胞 ●肺線維症 ●塵肺 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●自然気胸 ●気腫 ●咽頭がん ●肺炎 ●気腫
X4	肺・気管支	●結核 ●肋膜炎 ●肺がん ●慢性気管支炎 ●ぜんそく ●肺炎腫
X5 ★	呼吸器系	●肺性心 ●気管支拡張症 ●慢性気管支炎 ●間質性肺炎 ●肺結核 ●自然気胸 ●じん肺 ●塵肺 ●肺炎 ●じん肺 ●肺梗塞 ●肺のう胞 ●ぜんそく ●肺性肺症(肺腫瘍) ●胸膜炎(肋膜炎)
X6	呼吸器の病気	●肺がん ●ぜんそく ●結核 ●肋膜炎 ●肺炎腫 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●肺気腫 ●肺炎
Y1 Y5 ★	骨・筋肉の疾病 骨・筋肉	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊椎カリエス ●後縦靱帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症 ●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群

2. 「疾病コード」欄に下記の「62」、「R0」のコードが印字されている場合 該当の病気・症状(コード番号)が補償対象外となります。

		二 一 番 号	
62：乳腺症	63：異常妊娠・帝王切開・鉗子分娩、その他の異常分娩	64：妊娠・分娩に伴う病気・症状（帝王切開を含みます）	67：白内障
70：腰痛症（ぎっくり腰など）	71：椎間板ヘルニア・腰痛（ぎっくり腰を含みます）	72：頸椎捻挫（むちうち症）	74：神経痛
78：メニエール病・めまい	79：メニエール病	80：梅毒などの性病	81：梅毒・淋病
84：痔・脱肛	86：高脂血症	87：痛風	88：てんかん
91：痔疾	92：蓄膿症	93：中耳炎	94：骨髄炎
97：腸閉塞	98：職業病	99：補償開始日から1年以内に発病した妊娠・分娩に伴う病気・症状	
			68：緑内障
			75：関節リウマチ
			82：自律神経失調症
			83：悪性貧血
			89：貧血症
			95：パセドウ病
			96：頭部外傷による後遺症
			69：椎間板ヘルニア
			77：慢性副鼻腔炎（蓄膿症）・慢性中耳炎
			90：（疾病・症状名）欄に記載R0：された病気・症状

3.「疾病・症状名」欄に疾病名が印字されている場合

印字された病気・症状が補償対象外となっています。

(श्र)

過去の健康状態告知内容	
特定疾病等対象外欄 (再告知の場合要削除)	R0 疾病コード 疾病・症状名 カナ
	コウジヨウセンキンノウチイカシヨウ

TOPPANグループと引受保険会社からのお知らせ【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、TOPPANグループがこの保険の事務手続きのために使用することがあります。また引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

前年どおりの加入者は加入申込票の提出は不要です。その場合、個人情報の取扱いについて同意したものとみなします。

取扱代理店と引受保険会社

●この保険契約は下記の各引受保険会社による共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

【取扱代理店】株式会社トッパン保険サービス 個人営業チーム

〒110-0016 東京都台東区台東1-5-1 TEL 03-3835-6741 FAX 03-3834-3289

E-Mail hoken.service@toppan.co.jp

【引受保険会社】あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(引受割合:57%)【幹事】

(取扱所課)東京企業営業第七部 営業第二課

〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19 TEL050-3461-7268

三井住友海上火災保険株式会社(引受割合:43%)【非幹事】

※実際に引受を行う保険会社、およびその引受割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店、または引受保険会社にお問合わせください。

団体総合生活補償保険のよくある質問

～団体総合生活補償保険(P3～6)のQ&Aです。団体長期所得補償保険・所得補償保険については、お問合わせください～

Q1 退職後も加入できますか？

▶ はい、加入できます！

ご退職後も団体割引等が引続き適用となり、継続してご加入いただけます！
退職されますと給与控除ができなくなり、口座振替となります。

Q2 中途加入や中途変更はできますか？

▶ はい、できます。

保険期間の途中での加入や変更は加入申込票の提出が必要となりますので、代理店・扱者へご連絡ください。

Q3 健康保険や生命保険を使っても補償されますか？

▶ はい、補償されます。

傷害・疾病保険金は、健康保険・労災保険・生命保険・加害者からの賠償金とは関係なく支払われます。

Q4 生命保険料控除の対象になりますか？

▶ はい。疾病プランは対象となります。

疾病プラン PS1, PS2, SD, SN, C

※ケガのプランは生命保険料控除の**対象外**になります。

Q5 疾病プランに加入しています。生命保険料控除はどのように発送されますか？

▶ 現役の方：年末調整の書類に自動印字されます。

(中途加入や所属部署によっては一部印字されない場合もございます。)

退職者の方：毎年12～1月頃発送の『加入者証』に同封されます。

Q6 現在病気で通院中でも加入できますか？

▶ はい、加入できます。

病気のため入院・手術・再検査等をすすめられている方、および過去2年以内に病気で継続して14日以上入院歴のある方は、ご加入いただけません。また、過去2年以内にがん等、特定の疾病と診断されたことがある場合や医師による治療歴がある場合等は、終診している場合でもご加入いただくことができません。

Q7 保険の対象の範囲をお教えてください。

被保険者(保険の対象となる方)の範囲について

加入タイプ	被保険者の範囲		
	本人(*1)	配偶者	その他親族(*2)
本人型(個人型)	○	—	—
家族型	○	○	○

(*1) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

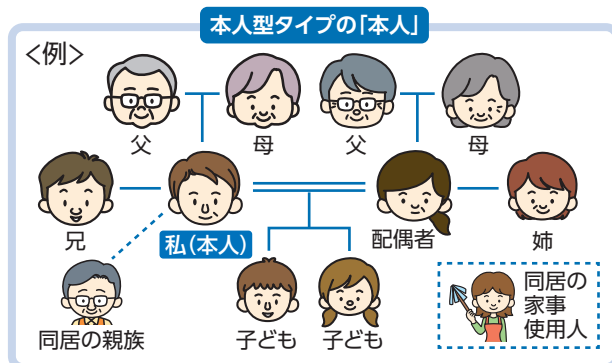
(*2) その他親族とは次のいずれかの方をいいます。

- ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
- ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

本人となれる方の範囲

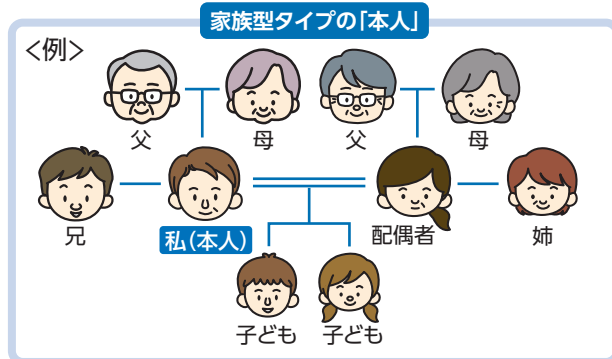
<本人型(個人型)>

TOPPANホールディングス株式会社およびそのグループ会社(artience株式会社およびその100%子会社を含む)の役員・従業員・パート・アルバイト・退職者およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。



<家族型>

TOPPANホールディングス株式会社およびそのグループ会社(artience株式会社およびその100%子会社を含む)の役員・従業員・パート・アルバイト・退職者およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。



[代理店・扱者]

株式会社トッパン保険サービス

〒110-0016 東京都台東区台東1丁目5番1号(東館7F)
TEL: 03-3835-6741 FAX: 03-3834-3289
フリーダイヤル: 0120-106-099

東洋ビーネット株式会社

〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン29F
TEL: 03-3272-4621
内線: 720-2631, 2632